

## 倉敷市請負工事成績評定及び通知要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、倉敷市が発注する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第 2 条 評定は倉敷市が発注(総務部契約課において契約を締結)するすべての請負工事について行うものとする。

### (評定の内容)

第 3 条 評定は、工事の施工状況、目的物の出来形、品質等を評価する。

### (評定者)

第 4 条 前条の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、検査員並びに別に定める総括監督員及び監督員とする。

### (評定の方法)

第 5 条 評定は、評定者がその必要な事項について、工事ごと及び評定者ごとに独立して、的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、別に定める工事成績採点表により行うものとする。

### (評定の時期)

第 6 条 評定の実施時期は、検査員については検査を実施した時、総括監督員及び監督員については工事が完成した時とする。

### (工事成績採点表の復命)

第 7 条 検査員は評定を行った後、遅滞なく市長に、工事成績採点表を検査調書に添付して復命するものとする。

### (評定結果の通知)

第 8 条 市長は、検査員から工事成績採点表の提出があった時は、遅滞なく当該工事の請負者に対して評定結果を、工事検査合格通知書及び工事成績評定通知書により通知するものとする。

(説明請求)

第9条 前条による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、市長に対して、評定の内容について書面により説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められた時は、書面により回答するものとする。

3 第1項の規定による書面の提出先は、工事を発注した担当課(所、室)とする。

(再説明請求)

第10条 前条の規定による回答を受けた者は、当該回答を受けた日から起算して14日以内に、市長に対して、書面により再説明を求めることができる。

2 市長は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定審査委員会の審査を経て書面により回答するものとする。

3 第1項の規定による書類の提出先は、工事を発注した担当課(所、室)とする。

(評定の修正)

第11条 市長は、工事成績評定審査委員会の審査において、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条の規定は、平成15年4月1日から施行する。